第6回総務経済常任委員会会議記録 令和6年10月9日(水曜) 午前10時45分 開会 開閉会 休 憩 11:08-09 11:13-14 11:15-16 11:36-37 時 午前11時43分 閉会 日 会議時間: 0時間54分 休憩時間: 0 時間4分 会議場所 役場3階委員会室 正村紀美子 委員長 委 員 渡辺洋一郎 副委員長 木村 淳彦 委 員 橋本 和仁 出席委員 氏 名 委 員 西尾 一則 委 員 菊地 秀明 委員 常通 直人 議 長 梶澤 幸治 都市経営課長 佐藤 季之 都市経営係主査 山田 大樹 説 明 員 | 課長補佐(兼都市経営係長) 佐藤 史彦 建築住宅係主査 村上 大助 課長補佐 (兼建築住宅係長) 杉山真理子 参考人 欠席委員 氏 名 事務局職員 事務局長 安田 敦史 総務係長 竹川 恭史

『会議に付した事件と会議結果など』

1 開 会

委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。

2 議 件

(1)調査事項

ア 空家等対策事業について 資料1

- ・都市経営課長:担当(建築住宅係)主査から資料を説明する。
- ・建築住宅係主査:資料説明<「空家等対策計画策定後の取組状況(空家等の発生抑制・空家等の有効活用・管理不適切な空家等の解消)」、「今後予定している取組み」)
- ・委員長:意見・質疑はないか?
- ・菊池委員:「空家等の有効活用」について、希望件数の実態は?
- ・建築住宅係主査:魅力創造課で対応している。希望件数は当課で把握していない。
- ・菊池委員:都市経営課での担当業務は?
- ・建築住宅係主査:相談内容が空家の活用を希望する場合は、魅力創造課への相談や 「めむろ住宅情報協会」を紹介することである。
- ・橋本委員:「特定空家等除却補助金制度」の概要は?
- ・建築住宅係主査:ホームページに掲載している。除却工事費に要した費用の 40%以 内で、補助額は上限 40 万円である。
- ・木村委員:都市経営課も当該事業に積極的に関与すべきではないか?魅力創造課と

の役割分担の具体は?

- ・建築住宅係主査:「空き物件等流通促進補助金事業」を魅力創造課で実施している。 所有者が解体したいのか流通させたいのかなど、それぞれの意思を踏まえて事業の 担当を区分している。
- ・木村委員:都市経営課が積極的に関わる分野は?
- ・都市経営課長:庁内の役割分担としては、都市経営課は一義的な対応窓口であり、 「良好な住環境創出を目指した整備」が担当事務となる。
- ・木村委員:相続登記の実態把握は?
- ・建築住宅係主査: 正当な手続きがなされているケースもあれば、そうでないケースもある。具体的な件数はわからないが、相続されていないケースの方が多いと感じる。
- ・渡辺委員:空家と思われる物件のうち、町からの調査に回答していないケースの対応 はどのようになっているのか?
- ・建築住宅係主査:「空家等と思われる戸数 (R4.12 末時点) /114 戸」中、「アンケートの回答により空家と判明した戸数が 42 戸」である。この差については、次回の調査のときに、改めて対応しようとするものである。
- ・都市経営課長:町として「空家」として捉えるのは、所有者から「空家」として回答があった対象であることを御理解いただきたい。
- ・渡辺委員:計画期間は3年間(R6-8)と捉えて良いか?その後、改めて見直すということで良いか?
- ・建築住宅係主査:お見込みのとおりである。
- ・渡辺委員:町が空家として捉えている 42 戸のうち、農村地域は 11 戸となっているが、目視のレベルで、納屋とか倉庫とか倒壊の恐れを感じる物件も散見される。この類の対応はどのようにされているのか?
- ・都市経営課長:「特定空家」の定義には、法的に大きく4つの条件がある。1つ目は「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」。2つ目は「著しく衛生上有害となるおそれのある状態」。3つ目は「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」。4つ目は「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態」とし、この4つの条件に照らして対応することから、日常の景観の中で「空家」とみなすものが全て一致するとは言えない。また、市街地と農村地域では、その適用に若干の差異があるものと捉えている。
- ・常通委員:町のホームページを見ると「特定空家等除却補助金制度」について、募集件数は「1件」とし、2件目からは「予算が1件分のため2件目からの受付は行いません」としているが、この記載では、町の姿勢が空家対策に積極的でないと映るがいかがか?
- ・都市経営課長:「特定空家」については、先ほど申し上げたとおり「周辺の住環境等に著しい支障等を来す物件」という定義が基本であり、そうそう件数も多くなく、さらに募集期間も年度途中であることから、応募が多数となることを想定しておらず、予算措置を最小とした背景によるものである。決して、空家対策事業に消極的な姿勢ではないが、ただいまの御指摘のとおり、誤解を招く記載であることから速やか

に修正したい。

- 委員長:他にないか?
- ・(なし)
- ・委員長:以上で、「ア:空家等対策事業について」の調査を終了する。

イ 地域集会施設再整備計画について 資料2

- 都市経営課長:担当課長補佐から資料を説明する。
- · 課長補佐(佐藤): 資料説明
- ・委員長:意見・質疑はないか?
- ・渡辺委員:現在進行形を含めて、今後、市街地における再整備予定施設8か所中、現行協議の実施2か所(弥生福祉館・かしわ児童館)について、協議概要は?
- ・課長補佐:「弥生福祉館」及び「かしわ福祉館」の再整備について、各施設を管理している協議会役員との協議を進めている。現時点では町からの説明の段階である。
- ・渡辺委員:施設管理の役員のみならず、傘下の町内会からの意見集約等について、そ の声が反映されるような仕組みになっているのか?
- ・課長補佐:町からの説明の際に、広く当該地域の町民の皆さんにも出席していただけるように配慮している。
- ・橋本委員:未協議の6か所の優先順位は?
- ・課長補佐:優先順位はなく、同時期に並行して進めていきたい。
- ・常通委員: これまでの町のスタンスとして、地域との合意が整ったところから整備を 進めるということに変更はないか?
- ・課長補佐:変更はない?
- ・木村委員:利用者の声を反映させる手法は用いているのか?
- ・課長補佐:まず最初に、施設を管理している役員の方との話し合いで、協議の進め方 を検討している。
- ・渡辺委員:今後のスケジュールとして、最終目標は?
- ・課長補佐:各施設との協議は今年度中にすべて開始する。その後のスケジュールは、 それぞれの進捗如何となる。
- ・木村委員:災害対応として、今計画の進め方について、どのように考えているのか?
- ・課長補佐:耐震基準等の確保は重要であり、地域協議に精力的に進めていきたい。
- ・渡辺委員:地域防災計画の指定避難所に指定されていることも意識しながら検討することで良いか?
- ・課長補佐:御指摘を含めて検討を進めている。
- ・委員長:他にないか?
- ・(なし)
- ・委員長:以上で、「イ:地域集会施設再整備計画について」の調査を終了する。
- ・委員長:自由討議についてお諮りする。調査事項「ア」についていかがか?
- ・木村委員:空家となる可能性のある居住状況(独居老人の世帯)、定住対策としての 有効活用など、庁舎内でトータル的に取組むことが必須かつ重要であり、担当ごと

の情報共有が十分とは言えないことを危惧するものであり、継続調査すべきである。

- ・橋本委員:現行の計画期間中においても継続調査すべきである。アンケート回答がされていない対象についても、実態を確認すべきである。
- ・委員長:意見のとおり継続調査とする。
- ・委員長:調査事項「イ」についていかがか?
- ・ 渡辺委員: 適切な時期に改めて調査すべき事項と考える。
- ・常通委員:地域との協議について、進捗状況を委員会として調査すべきと考える。
- ・委員長:意見のとおり継続調査とする。
- 3 その他
- (1) 次回委員会の開催日程について 正副一任
- (2) その他
 - ・委員長:「9月議会の振り返り」について、意見はないか?
 - ・(なし)
 - ・委員長:議運に「なし」として報告する。
 - ・委員長:議長からないか?
 - ・(なし)
 - ・委員長:事務局からないか?
 - ・(なし)

以上で総務経済常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	0名	合計	0名

令和6年10月9日

総務経済常任委員会委員長 正村 紀美子